

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	8	担当課	畜産課		
法令名	獣医療法	根拠条項	6	不利益処 分の種類	診療施設の使用制限命令
○獣医療法（平成4年5月20日法律第46号） （診療施設の管理）					
第5条 開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。					
2 前項の規定により診療施設を管理する者（以下「管理者」という。）が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。					
（診療施設の使用制限命令等）					
第6条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第4条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第2項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。					
（往診診療者等への適用等）					
第7条 往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（以下「往診診療者等」という。）については、その住所を診療施設とみなして、第3場の規定を適用する。					
2 第5条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品（以下「診療用機器等」という。）を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等について準用する。この場合において、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」とあるのは、「診療用機器等」と読み替えるものとする。					
3 都道府県知事は、診療用機器等に関し前項において読み替えて準用する第5条第2項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。					
○獣医療法施行規則（平成4年8月25日農林水産省令第44号） （診療施設の構造設備の基準）					
第2条 法第4条の農林水産省令で定める診療施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。					
一 飼育動物（法第2条第1項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。）の逸走を防止するために必要な設備を設けること。					
二 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。					
三 消毒設備を設けること。					
四 調剤を行う施設にあつては、次のとおりとすること。					
イ 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。					
ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること。					

ハ 調剤に必要な器具を備えること。

五 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。

六 放射線に関する構造設備の基準は、第7条に定めるところによること。

(管理者の遵守事項等)

第3条 法第5条第2項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 飼育動物を収容する設備（以下「収容設備」という。）には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。

二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。

三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。

四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。

五 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。

六 常に清潔を保つこと。

七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。

八 放射線に関し遵守すべき事項は、第7条から第20条までに定めるところによること。

2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない。

3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。

4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(往診診療者等への適用等)

第4条 法第7条第2項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。

一 覚せい剤取締法第2条第5項に規定する覚せい剤原料

二 麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬及び同条第6号に規定する向精神薬

三 エックス線装置

第5条 法第7条第2項において準用する法第5条第2項の農林水産省令で定める管理者が遵守すべき事項は、第3条第1項第5号及び第8号に掲げる事項とする。